

公立学校共済組合関東中央病院登録医療機関制度運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公立学校共済組合関東中央病院（以下、「当院」という。）において、地域医療機関の機能分化をふまえて相互の密接な協力により一貫した良質な医療を提供し、地域医療連携機関との間の信頼関係を確立するとともに、それぞれの機能の向上を図り、良質な医療の充実と発展を図ることを目的として登録医療機関制度に関して定めるものである。

(登録医療機関)

第2条 登録医療機関とは当院の登録医療機関制度に登録した医療機関をいう。

(登録)

第3条 登録を希望する医療機関は、登録医療機関申請書（別紙様式第1号）により当院病院長宛に申請するものとする。

- 2 承認を得た登録医療機関には「登録医療機関証」（別紙様式第2号）を発行する。
- 3 登録医療機関に所属する医師（以下、「登録医」という。）に氏名札を発行する。
- 4 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに当院へ報告をする。
- 5 登録医療機関を辞退する場合は、申し出により解消するものとする。

(登録医療機関の特典)

第4条 登録医療機関は、以下の特典を受けることができる。

- ① 病院が主催する医学講演会、臨床病理検討会、症例検討会等への登録医の参加
- ② 紹介患者の共同診療（当院担当診療科部長の了解のもと）
- ③ 図書室、地域登録医室、当院の検査施設の利用
- ④ 図書の閲覧及び文献等の複写（コピー代等実費負担）
- ⑤ 定期刊行物の送付

(費用及び報酬)

第5条 登録に伴う費用は無料とする。

- 2 共同診療における報酬は支給しない。ただし、開放型病院共同指導料が自院で算定可能となる。
- 3 登録医が当院へ来院した際の駐車場使用料は無料とする。

(登録医療機関の遵守事項)

第6条 登録医が院内において活動する際は、院内の諸規程及び下記事項を遵守しなければならない。

- ① 登録期間、辞退後においても、業務上知り得た患者情報を含む個人情報を第三者に漏らさないことを遵守する。
- ② 共同利用施設・設備を利用する際は、予め当院担当医師及び地域連携室と事前調整を行うものとする。
- ③ 院内で活動する際は、白衣及び氏名札を着用するものとする。

(利用時間)

第7条 施設等の共同利用することができる時間は、次に掲げる日を除いた日の8時30分から17時15分までとする。但し、病院長が必要と認めるときは、この限りではない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(事故の対応)

第8条 共同利用等により生じた事故等については、病院の諸規程に基づき対応するものとする。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は病院長と登録医療機関が協議のうえ定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和3年4月1日から施行するものとし、昭和63年7月1日付制定「関東中央病院登録医制度内規」は同日をもって廃止する。

登録医療機関申請書

当院は関東中央病院登録医療機関への登録を希望します。

令和 ____年____月____日

公立学校共済組合関東中央病院
病院長 小池 和彦 殿

ふりがな

代表者氏名 _____

生年月日 明治・大正・昭和 ____年 ____月 ____日

(法人名) (_____)

医療機関名称: _____

住所: 〒 _____

電話: _____ FAX: _____

メールアドレス: _____

ホームページ URL: _____

当院ホームページよりリンクの貼り付け: 可 不可

所属医師会: 玉川医師会 世田谷区医師会 (_____) 医師会

在宅診療体制: 有 24時間体制 無 在宅診療のみ 在宅診療(外来有)

標榜科目: _____

出身大学 _____ 昭和・平成 ____年 ____月卒業

医籍登録 第 _____号 (昭和・平成 ____年 ____月 ____日)

関心を持つ診療領域、自己PR等

関東中央病院登録医療機関証

〇〇〇〇〇〇クリニック 殿

貴院は関東中央病院の登録医療機関であることを証します。

関東中央病院は貴院と緊密に連携して地域医療の充実に貢献するとともに、患者の皆様が安心して治療や検査を受けられるよう努めます。

令和〇年〇月〇日

公立学校共済組合 関東中央病院

病院長 小池 和彦